

令和7年度東京都入札監視委員会第4回制度部会

令和8年1月30日（金）

東京都第一本庁舎 33階南塔 特別会議室S6

【東川契約調整担当課長】 それでは、定刻になりましたので、これより東京都中小建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

私、財務局契約調整担当課長の東川と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、着座で失礼いたします。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京都中小建設業協会様の皆様方におかれましては、お忙しい中、ここ、都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、出席者のご紹介でございます。

入札監視委員会制度部会の委員の先生方をご紹介申し上げます。

入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田委員】 よろしくお願ひいたします。

【東川契約調整担当課長】 続きまして、委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。本日は、よろしくお願ひいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく委員会委員の石橋哲様でございます。

【石橋委員】 石橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく委員会委員の柄澤愛子様でございます。

【柄澤委員】 柄澤でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

【東川契約調整担当課長】 東京都中小建設業協会の皆様につきましても、本来であれば、お一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただきます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております、稲垣と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

大変、皆様お忙しいところ貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

恐縮ですが、着席させていただきます。

東京都中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

また、ここ数年にわたりまして、社会経済情勢が変化しております中で、都の建設事業をお支えいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

令和6年6月に成立をいたしました、第三次・担い手3法が昨年の12月に全面施行となったところでございます。都といたしましても、改正法の趣旨などを踏まえまして、適切に対応していかなければならないと認識をしておるところでございます。

適切な入札契約制度の運用を引き続き行いますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革等の取組を連携して進めてまいりたいと考えてございまして、そのためにも本日は重要な意見交換の場であると考えてございます。現場の実態等を踏まえまして、率直なご意見を頂戴できればと考えてございます。

入札監視委員会制度部会の委員の先生方にもご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、専門的な見地からご意見やご質問を賜れますよう、お願いを申し上げます。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 続きまして、東京都中小建設業協会の細沼副会長様よりご挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

【細沼副会長】 東京都中小建設業協会副会長の細沼でございます。本日は、会長の渡邊に代わりまして、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

まずもって、このような貴重なお時間、機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、知事査定において、暑さ対策に関し、当協会の意見に対しまして、大変ご配慮いただいたご回答をいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

それでは、着座にてご挨拶させていただきます。

東京都中小建設業協会は、会員が正会員が175社、賛助会員を合わせますと461社ある団体でございます。また、東京23区と災害がれきの処理協定を結んでいる唯一の建設業団体でございます。

中小企業、中小建設業の定義と申しますと、資本金3億円以下、従業員が300人以下が中小建設業なのですが、おおむね現在職員が100名以上いるような会社、こちらは財務局様の社会的責任調達指針に則って、サプライチェーンとしてより付加価値のあるような価値観を共有している、そのようなことが実際に実行できている会社だと思います。

また、社員が50名以上いる会社、こういったところは総合評価方式においても競争力をしっかりと持ち、また、HTTアドバンス工事等にも積極的にチャレンジしているような会社が多いと私は見ております。これ以下の会社、中小企業の中でも小企業・小規模企

業の会社、こちらは技術者不足、資機材の高騰に対する対応が手後れになったり、なかなか対応がうまくいかない会社が多い。この規模感が都中建のボリュームゾーンなのですね。

ひとくりに中小企業といっても、うまくいっている、今どんどん業績を上げている会社はあります。しかし、都の中小建設業協会、この都中建のボリュームゾーンというのは、なかなかそこまでいかない小規模企業が非常に多い団体でございまして、こちらは常日頃から必死にいろんな努力をしているのですけれども、それがなかなか結果に結びついていなくて、非常に苦労している経営者が多い。

このような点を、ぜひ自助努力は必要なのですけれども、どうか自助努力だけではなかなか解決しないものを、この協会の中で、共助で何とか助け合おう。そこでもなかなか結果が出ない場合は、もう公助におすがりするしかないと思っておりまして、そういった点で今日こういった機会をいただいたものですから、ぜひとも我々、中小の建設業界の意見を、財務局様にも入札監視委員会の皆様方にも知っていただきたくて、意見交換をさせていただけたらと思っております。

何とぞよろしく願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

本日の進行についてご説明申し上げます。

東京都の入札契約制度等に関する要望について、東京都中小建設業協会様から都に対する入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等を賜りまして、都から回答させていただく流れで進めさせていただきたいと存じます。

次に、報告事項についてでございますが、入札契約制度改革本格実施後の状況についてでございますが、こちらにつきましては、お時間の都合上、本日ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご参照いただければと存じます。

なお、時間も限られておりますので、意見交換につきましては、最後に一括して実施したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望につきまして、東京都中小建設業協会様からお願いできますでしょうか。

【吉野専務理事】 専務理事の吉野でございます。

着席のまま失礼いたします。

入札契約制度等に関わる要望事項について、お聞きください。私のほうから項目について簡単にご紹介させていただきます。

まず1番、入札契約制度について、(1) 地場業者の受注機会の確保について、ア、総合評価方式における工事実施について。国や他の自治体での工事実績を評価対象に加えていただきたいという要望でございます。

イ、総合評価方式における地域性の評価について、これは地域における実績を独立した評価項目とするなど、地域性の評価方法について見直しを要望させていただきたいということでございます。

ウ、競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置及び緩和措置について、これらの措置につきましては一律の適用ではなく、事業者による選択制への変更を要望したいということでございます。

それから、エ、発注標準金額の見直し及び事務所発注案件の拡大について、これにつきましては、発注標準金額と企業の格付が見合うよう、建築工事の発注標準金額の見直しを要望いたします。

それから、(2)でございます、共同企業体工事について、中小企業同士のJV結成が可能となるような見直しをお願いしたいということでございます。

それから、大きな2番、働き方改革の推進について、(1)情報共有システムの活用推進について、書類の差戻しが可能となる機能の追加ですとか、システムの統一など、全庁的な活用推進に向けた取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

それから、次に、(2)でございます、書類の削減・簡素化について、これまでも書類の削減等は推進していただいておりますが、さらなる書類の削減・簡素化の余地があると考えておりますので、引き続きお願いいたします。

(3) 週休2日制工事の補正係数につきまして、東京都独自の設定が必要と考えておりますので、ぜひご検討をお願いしたいということでございます。

(4) 1級施工管理技士補の活用について、東京都工事施工適正化推進要綱に基づく、専任特例2号を適用する工事の拡充を要望いたします。

(5) 東京都独自の歩掛り作成について、東京都特有の工事環境があることをいま一度ぜひご認識いただきまして、東京都独自の歩掛りを策定いただきますようご要望いたします。

大きな3番でございます、スライド対応専門部署の設置について、スライド条項の運用を円滑化し、関係各社の負担を軽減するため、スライド対応を専門に扱う部署を新設するなど、体制の整備をご検討願いますようお願いいたします。

最後に、4でございます、公共工事の前払金における支払限度額の廃止について、昨今の金利上昇を受け、中小企業における資金繰りが逼迫しているとともに、令和8年の約束手形廃止に向け、中小建設会社では資金需要が一層高まっておりますので、限度額の廃止を要望したいと思います。

以上、要望でございますが、時間の制約もございますので、このうち重点な要望として5点につきまして、担当理事からご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番の入札契約制度についての(1)、それから(2)、それから2番の働き方改革の推進についての(2)書類の削減・簡素化、(4)1級施工管理技士補の活用、それから4、公共工事の前払金における支払限度額の廃止について、この5点について各担当理事よりご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【岩浪理事】 それでは、細かいところについて補足説明をさせていただきます。

私からは、1の入札契約制度について、(1)地場業者の受注機会の確保についてご説

明させていただきます。

ここで今日特に申し上げたいところは、エのところなのですが、それに伴いまして、アからウについては、これまでもお願いしてきたところがございます。繰り返しお願いになりまして恐縮でございますが、よろしくお願いたします。

それでは、特にエのところなのですが、昨今、物価が非常に高騰しております。これに伴いまして、工事を積算していく上でも、工事金額というのが著しく上昇しているわけでございますが、そうなってきますと、従来でしたらB等級だった案件が物価高騰によって東京都の発注区分というところのAに上がってしまっているということが見受けられまして、特にこれは、B等級というのは、大体先ほど細沼が申し上げた基準でいいますと、大体ですが、技術社員数で20名から30名ぐらいのところまでが主にB等級を主戦場になっているわけですが、ここでの応札機会というのがやはり肌感覚としては減っております。

ここでは建築工事の発注金額の見直しをお願いしているわけですが、特に感じるのが例えば都営住宅であったりだとか、従来でしたらBランクの業者が挑戦できるランクの工事というのが軒並みAランクに上がってしまっていて、金額で言うと大体発注ベースで大体8億円ですとか、そのくらいなってしまうとなかなかBランクの業者ですと、ワンランクアップでも挑戦できないというようなことが多くなっております。ですので、こちらでは発注標準金額と企業の格付が見合うように、建築工事の発注標準金額の見直しを要望しております。

これは建築だけの話ではございませんで、ちょうど去年の4月には小規模の随意契約が250万円から400万円に上がったところがございますが、これの発想は同じなのです。建築もそうですし、土木もそうなのですが、特にBランクのところはここは乖離が大きいと感じておりますので、見直していただければと思います。

ただ、土木のほうは建設局の案件が多いものですから、もちろん発注や金額の見直しも必要なのですが、建設局でいうところの各出先の建設事務所、こちらでの発注金額が現状2億5,000万円を一つのラインというふうになっていると感じております。

ただ、これも2億5,000万円になったのは、私の記憶ですと2010年代前半だったかと思いますので、こちらは10年ぐらいこの基準がずっと変わらないままでございますので、こちらも引き上げていただければ、これはそれだけでも大分地場の感覚とは合ってくるのかなというふうを感じておりますので、重ねてお願いしております。

私からは、以上です。

【板谷理事】 それでは、(2)の共同企業体工事についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうも、例年にわたって要望のほうを上げさせていただいております。現状、こちらの技術者育成モデルJV工事についてのお話なのですが、こちらの工事につきましては、現状第1グループの業者に関しては、大企業のみという限定がついております。JVを組む際に中小企業は、要するにJVの第2グループでしか申込みができない要

件になっておりますが、技術者育成の観点から、中小企業では技術者を育成できないということはないというふうに考えておりますので、ぜひ第1グループにも中小企業を入れていただきたく要望させていただきます。

また、中小企業を第1グループに選定する際も、できれば第1グループの適用条件とか、その辺があれば、要件として入れていただけるのであれば、それを具体的に提示していただければと思います。

中小企業が技術者を育成できないということはないのであり、また、逆に言えば、あらゆる産業も逆に中小企業がそういった技術者の技術的なことにおいては勝っているという、そういう業種も当然あります。中小建設会社のほうが技術者育成においては、若いときから現場に技術者を代理人の補佐といった形で置いて育成もしておりますので、そういったことを踏まえて、ぜひ第1グループに中小企業を入れていただくことを、JV技術者育成モデルにおいてご検討いただければと思います。

参考として、こちらのページの下のほうに技術者育成モデルの今までの結果を出しております。建築工事においては、育成モデルへの入札が行われていますが、全て成立はしておりません。また、令和6年度においては、土木工事においては1社入札での成立と、令和7年では一応5社入札で1本成立しています。現状このような入札の結果になっておりますので、この辺もぜひ参考にさせていただいて検討いただければと思います。

また、混合入札時の技術実績評価型の方式においては、中小企業との共同企業体での実績点を、今、1点が一応ついてはいるのですけれども、こちらも中小企業の部分を2点以上にいただければ、中小企業同士の受注機会も増えると思いますので、ぜひこちらのほうもご検討いただければと思います。

以上になります。

【朝倉副会長】 私のほうからは、働き方改革の推進について、(2)書類の削減・簡素化について説明させていただきます。

令和6年10月に出来形管理の一部省略という指針が発表されました。その後の、令和7年7月に、土木工事検査マニュアルの書類が作成されました。マニュアルに基づいて検査を実施していただければ、かなりの書類が削減され、現場での書類作成が少なくなると思いますが、都の職員への周知徹底が十分なされておらず、今までどおりの書類の提出を求められております。書類削減マニュアルの周知徹底をしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、検査書類の出来形管理については、削減が進みましたけれども、写真の記録、撮影方法など、それ以外の書類につきましても、まだまだ削減する余地があると思っておりますので、引き続き書類の簡素化をご検討お願いいたします。

次に、1級施工管理技士補の活用について説明いたします。財務局の発注については、1級の施工管理技士補を活用した工事発注はされていませんが、他局の水道局の工事発注では、総合評価方式以外の一般競争入札で1級技士補を活用した発注がされています。中

小企業の技術者不足には、1級技士補の活用が期待できると思いますので、財務局、建設局の事務所発注での1級技士補、特例2号を適用した工事発注を拡大していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

【鳥越副会長】 では、私のほうで4番の公共工事の前払金における支払限度額の廃止についてお願いさせていただきます。

公共工事の前払金について、東京都では中小企業における経営の安定に寄与することを目的に、4割支払う工事の対象ラインを18億円へ引き上げられましたが、18億円以上の工事では限度額が設定されております。

昨今の金利上昇を受け、中小企業における資金繰りが逼迫しているとともに、令和8年の約束手形廃止に向け、中小建設会社では資金需要が一段と高まっておりますので、限度額の廃止を要望いたします。

なお、一部の市区町村では既に限度額を撤廃している自治体もあり、東京都が限度額を撤廃することで、市区町村での一律40%の前払金支出促進にもつながると考えますので、積極的なご検討をお願いいたします。

【吉野専務理事】 要望は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご意見、ご要望につきまして、都の所管部署からそれぞれ回答を申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私のほうから1の(1)ア、総合評価方式における工事実施について回答させていただきます。

総合評価方式は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する仕組みでありまして、品質の確保などの効果が見込まれるものでございます。こうした品質の確保を図るため、技術点につきまして東京都では技術者の資格や過去の都の工事成績評定の実績などにより、企業の技術力を評価しているところでございます。

評価の対象となる工事成績につきましては、発注主体ごとに成績制度の有無ですとか、運用方法の違い等があるため、評価の客観性の担保等検討すべき課題があると考えております。

引き続きまして、(イ)について回答させていただきます。総合評価方式における地域性の評価についてでございます。総合評価方式における技術点につきましては、先ほどの技術者の資格や過去の成績評定の実績など企業の技術力に加え、災害協定の締結の実績などの企業の社会性、信頼性についても評価項目として設定しております。

昨年度もそのようなお話をいただきましたので、技術実績評価型の企業の信頼性・社会性の評価項目について確認させていただきましたところ、ほとんどの案件におきまして地

域における実績を評価項目とされているとともに、災害協定の締結が多くの案件で選択されていました。

今後とも総合評価方式の本来の趣旨である品質確保が損なわれることがないように、価格点と技術点とのバランスに配慮しながら、制度を適切に運用してまいります。

【高橋契約第一課長】 続きまして、契約第一課長の高橋から、ウの等級順位に対する救済措置及び緩和措置につきまして、ご回答申し上げます。

都では、競争入札参加資格の格付といたしまして、客観点いわゆるP点と呼ばれるものですが、客観点、P点が前回の格付等級と同等以上であることを前提といたしまして、今回の計算等級が前回の直近下位となる場合におきましても、格付等級を落とさずに、前回と同等の格付を行っているところでございます。

これは、資格審査を更新する事業者におきまして、主観的審査事項、いわゆる最高完成工事経歴が要件を満たさない場合におきましても、いわゆるP点、客観的審査事項が一定の規模の状況にある場合におきまして、前回と同等の格付としているものでございます。

この取扱いを事業者様の選択制にした場合、資格審査の客観性の確保ですとか、事業者様の意向の確認方法など、検討すべき様々な課題があると認識してございます。

入札参加資格の格付につきましては、各事業者様の能力に見合った適正な格付となるよう適切な対応をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、エでございまして、発注標準金額の見直し及び事務所発注案件の拡大についてでございます。

都では、品質確保と同規模の企業間での公平な競争を目的といたしまして、事業者の規模や能力に応じた等級格付を実施するとともに、各等級に対応した価格帯を発注標準金額として設定しております。

また、この発注標準金額を基準といたしまして、各局へ契約事務を委任する金額等を定めているところでございます。

入札状況を確認させていただきましたところ、昨今の物価高騰等の影響を受け、A等級やB等級などの発注の割合が増加傾向にあります。こうした状況も踏まえまして、発注標準金額につきましては有識者の意見も聞きながら、現在検討を行っているところでございます。

引き続きまして、(2)共同企業体工事についてでございます。

技術者育成モデルJV工事については、中小企業が大企業から技術等を学ぶ機会を創出する、こうした観点から大企業と中小企業によるJV結成を入札参加条件として実施しておりまして、モデル工事に参加した中小企業からはICT建設機械による施工や工程管理ソフトによる情報共有など、先端技術や生産性向上につながる取組を学ぶ機会になった等の成果が報告されているところでございます。

第1順位企業を大手に限定しないことといたしますと、中小企業が大企業から技術等を

学ぶという、こうしたモデル工事の趣旨を達成できなくなるのではないかと考えております。こうした中、中小企業育成の観点からモデル工事の効果や課題につきまして、参画企業にヒアリングを行うなど検証を行っているところでございます。

総合評価方式での加点についてでございますが、総合評価方式の本来の趣旨である品質確保が損なわれることがないよう、価格点と技術点のバランスや技術点における評価項目間の配点バランスに配慮しながら、適切に制度を運用してまいります。

【長谷川技術管理課長】　　続きまして、2の働き方改革の推進について、情報共有システムの活用の推進について、技術管理課長の長谷川のほうから回答させていただきます。

書類の差戻し機能につきましては、財務局が定める情報共有システム機能要件において、承認合意機能において、承認者は発議書類に対し、承認、中間承認、最終承認も含ますけれども、差戻し、承認の保留を行うことができると定められております。当該機能は、したがって、実装されております。

下水道局におけるシステムの統一につきましては、局のほうにご要望をお伝えします。

情報共有システムの利用拡大に当たりましては、財務局では令和6年11月から当初工事費にあらかじめシステム利用経費を計上することによって、受注者の利用を促しております。関係局等で構成される協議会を通じて、このことについて周知するなど引き続き取組を進めてまいります。

以上です。

【永井検収課長】　　検収課長の永井でございます。私のほうから、書類の削減・簡素化について回答させていただきます。

土木工事検査マニュアルにつきましては、全庁的な会議体など様々な場を活用し、周知に努めているところでございます。今後も引き続き周知に努めてまいります。

また、書類の削減・簡素化につきましては、品質確保の観点も踏まえ、関係部署と情報共有しながら検討を進めてまいります。

【長谷川技術管理課長】　　続きまして、週休2日制工事の補正係数について、財務局では、令和6年度から原則として全ての工事を週休2日として実施しております。その労務費補正につきましては、国に準じて設定しております。今後も国の動向を踏まえ、適切に実施してまいります。

【樋渡土木技術担当課長】　　土木技術担当課長の樋渡でございます。私からは、1級施工管理技士補の活用につきまして、回答をさせていただきます。

都におきましては、工事現場の適正な施工体制の確保を図るために、国の監理技術者制度運用マニュアル等に基づきまして、東京都工事施行適正化推進要綱及び同解説を定めております。

専任特例2号における金額等の適用要件につきましては、既に要綱の解説の中で国に準じて設定しておりますが、引き続き国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【長谷川技術管理課長】 続きまして、東京都独自の歩掛り作成について。標準歩掛りにつきましては、国に準じて定めております。

国において移動時間を踏まえた歩掛りの改定等、見直しが行われていることから、今後とも国の動向を注視するとともに、引き続き、可能な限り実勢を反映した適正な予定価格の設定に努めてまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、3、スライド対応専門部署の新設についてご回答いたします。

スライド条項をはじめとした工事の変更につきましては、工事内容に精通している監督部署で行うことが適切と考えており、今後とも事業者からの請求に適切に対応するよう、庁内に周知徹底していきます。

受注者への負担にも配慮し、スライド額協議開始日は受注者の意見を聞いて定めることとしておりまして、スライド額に係る契約変更は原則としてスライド額の決定後、速やかに行うこととしております。スライド条項の運用につきましては、事業者からの請求に確実に対応できるよう、庁内に周知徹底を図ってまいります。

4、公共工事の前払金における支払限度額の廃止についてでございます。

国の前払金制度は、各年度の出来高予定額に支払率を乗じた金額を年度ごとに分割して支払っているのに対しまして、都の前払金制度は中小企業の資金需要に応えるため、契約金額の4割を契約初年度に一括してお支払いすることとしております。

都では、昨今の資材価格の高騰などの状況を踏まえ、令和6年7月契約金額の4割を支払う工事の対象ラインを9億円から18億円まで引き上げたところでありまして、ほぼ全ての工事において契約金額の4割を前払金としてお支払いしているところでございます。

工事費の支払いにつきましては、前払金のほか部分払いを活用するなど、今後とも適切な運用に努めてまいります。

以上になります。

【東川契約調整担当課長】 東京都からの回答は、以上となります。

それでは、こちらからはお時間の許す限りで意見交換をさせていただきたいと存じます。今までを踏まえまして、ご意見やご発言いただければと思います。

まずは、入札監視委員会の委員の先生方、いかがでしょうか。

先生方、何かございますでしょうか。

【堀田委員】 よろしいでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 堀田先生、よろしく願いいたします。

【堀田委員】 堀田でございます。本日は、東京都中小建設業協会の皆様には、貴重なお話をいただきまして、どうもありがとうございました。

先ほどお話いただいた幾つかの点に関しまして、少しご質問させていただければというふうに思います。

初めに、こちらの要望事項の1、入札契約制度についての（1）地場業者の受注機会の

確保についてということで、アのところで、総合評価方式における工事实績についてという項目がございます。こちらについて、受注機会について総合評価方式では実績点が非常に重視されているということで、これまでの新規参入を考えていらっしゃる企業も含めて、この期間内の実績をお持ちでない企業にとっては、受注機会が困難であるという、そういう状況について理解してございます。

東京都においては、令和7年度より新規参入を促すということも踏まえて、総合評価方式だけでなく、価格競争の発注方式も入札の適切な選定プロセスに基づいて採用するというをなさっておられますけれども、他方、こちらにまさに要望事項で挙げられているとおり、本来であれば総合評価であったとしても、こういった国ですとか、あるいは他の自治体での工事实績、こういったものをある意味で実績と同様な形で考慮すべきというのご要望が上がっておりますけれども、こういったやり方は既に国でも、まさに直轄工事でも、自治体の実績を基にして参入が可能になるようなチャレンジ方式がございますので、そういったことを考慮されるべきかなというふうに考えております。

ご質問としましては、仮に東京都でそういった方式が導入された場合、国あるいは他の自治体とどういった工事实績が東京都発注の工事と比して参照されるべきというふうに、業界の皆様としてお考えになっているかどうかということについてご質問させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【岩浪理事】 ありがとうございます。国や他の自治体での工事实績を評価対象にということでございますが、我々としては、もちろん国の直轄工事は規模感の大きいものでございますし、逆に他の自治体となりますと、主に区市町村となるかと思いますが、こちらのほうが工事の規模としては若干小さめなほうになると思います。

ですから、工事实績ということになりますと、なかなか国の工事のボリューム感でいうと、例えば東京都の工事に関してもそのまま実績として使えるケースが恐らく多いのではないかなというふうに推察いたしますが、市町村ということになりますと、若干ボリュームが落ちることが想定されますので、市町村の工事の実績のボリュームで東京都に加点するというのは正直難しいのだろうなと思っております。

ただ、これが工事評点だと別でございまして、工事評点は若干発注者さんによって、いろんな見るところによる工事の加点の配分の違いというのはあるかと思えます。同じ基準でやっていたら、もちろん同じ点が出るという原則になりますから、そこは導入しやすいのかなと思えますが、例えば市町村ではこの点だけでも、東京都のこの点だとちょっと点数のつけ方として違和感があるねというケースはあるでしょうから、そこがネックなのだろうとは思いますが。

もう一方、我々の立場から申し上げますと、ここにBC等級の中小業者が応札機会を減らしていると書いているんですが、これは肌感覚として確かにそうなのですね。なぜかと申し上げますと、これは自助努力の問題ももちろんございますが、例えば総合評価だと0.5点違ってしまえば、ほぼ価格で頑張っても落札には至らないので、最初から当社の点だ

とこの工事を申し込んでも落札は難しいから、申し込むのはやめようというような判断がどうしても増えてまいります。

ただ、いつまでもそれでは我々もいけないわけですから、何とか突破口を開いて評定を上げるようなことをするわけなのですが、現状の割合だと、なかなかそれも難しいなというところで、昨年あたりは総合評価の割合を減らしていただきたいというようなお願いもしたかと思うのですが、そういった発想になっていくのですね。

ただ、我々も努力が必要ということは重々承知しておりますので、そういった形で、では、他の自治体の工事実績という形ではどうなのでしょうというお願いを今年度はしているところでございます。

以上です。

【堀田委員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 そのほかに委員の先生方でご質問、ご発言はございますでしょうか。

斉藤先生、よろしく願いいたします。

【斉藤委員】 斉藤でございます。

本日は、大変貴重なお話をいただきましてありがとうございました。協会の皆様方にお礼を申し上げます。

私からは、協会の皆様方よりご要望として書かれている事項につきまして、二つほど伺いたいと存じます。

1点目として、1の(1)のイの地域性の評価についてのところですが、ここの下から2行目に、「地域における実績」を独立した評価項目とするなど、地域性の評価方法についての見直しの要望をお書きになっています。

この趣旨に関して伺いたいのですが、独立した評価項目とすることによって、どういうメリット、意義があるのかということと、また、これは加点を増やしてほしいということか、評価項目を他の自治体のようにいろいろともっと増やしてほしいということか、具体的に伺えればと存じます。

2点目として、3番のスライド対応専門部署の新設についてというところですが、スライド対応を専門に扱う部署を新設することによって、どういうメリットがあるのかについて、補足のご説明をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

【岩浪理事】 では、引き続いて、(1)のイのところの地域性の評価についてご説明申し上げます。

ここに書いてある地域の実績を独立した評価項目としていただきたいというところなのですが、現状、これは技術実績評価型の総合評価のところでございますけれども、確かに評価項目として挙げられております。

ただ、上の2行目に書いてございますが、企業の信頼性・社会性という項目の選択部分の一つとして入っているのですが、確かに加点はされるのですが、ほかのところを補う

ような加点もあるのですね。

ですから、先ほど先生がおっしゃったように、地域の実績を独立した評価項目として、より加点してもらいたいというのが本音ベースではございますが、現状だと選択制の中の一つの中に地域が入っているので、これを独立させていただければ、より比重が高まるだろうということをお願いしているのです、もちろん比重が高まるということが最重点でございますから、点数が上がるというのはより望むところでございます。

以上です。

【朝倉副会長】 私のほうからスライド専門部署の新設についてということで、説明いたします。

通常、スライドの業務は、先ほど財務局からも回答がございましたけれども、担当部署の監督員が設計変更を含めて一緒に行っております。しかしながら、設計変更を行うのは工事の最終時期ですから、それまでの間スライド変更がされた金額が分からない状態です。

常にスライド変更を別の部署で行うことで、より早く変更金額が分かり協力業者と発注金額の変更ができますと思います。データは東京都側が持っているためです。そういった意味でスライドの専門部署を設けていただきたいというお願いです。

以上です。

【斉藤委員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 斉藤先生、ありがとうございました。

ほかの先生方、何かございますでしょうか。

石橋先生、お願いいたします。

【石橋委員】 石橋でございます。

今日は、貴重な勉強をさせていただきまして、ありがとうございます。

私からは、共同企業体工事について二つほど教えていただければというふうに思います。

この技術者育成モデルJVというのは、なかなか入札というのがはかばかしくないように思われますけれども、大企業側が参加を躊躇するのだとすると、その要因は何だということだというふうにご認識されていらっしゃるのでしょうか。これが1点です。

あともう一つ。同じJVの話なのですが、中小企業同士のJVが実現した場合、この制度の趣旨は技術者指導役が大手になるという趣旨ということで東京都のほうからご説明があったのですが、中小企業同士のJVが実現した場合には、この制度の目的である品質の管理だったり、安全の管理だったりというもののレベルをどう担保して引き上げるのか。例えば相互監視とか、協会による相互チェックみたいなものが入るとい、そんなイメージをお考えになっているのか、その辺りのことを教えていただければというふうに思います。

よろしくようお願いいたします。

【板谷理事】 それでは、今の共同企業体工事の技術者育成モデルのご質問について、お答えさせていただきます。

まず第1の大企業が入札を躊躇する原因というのは、これは総合評価方式になっていきますので、まず、JVの評価点、これがやはりもう大体JVを組んだ段階で想定できるのが現状です。それによって、今JVを組んで申し込んでも勝てないと、そういう判断を下す段階で、まず、入札者が減るので、応札者も減るという形になっております。建築工事においては、正直にお金が合わないというのが今現状で、取下げが増えているのはそこがまず大きな原因かと思えます。

ただ、土木工事においては、実際、今言ったような形でJVを組んでも、大企業から中小企業に第2グループへ声がかかるのですけれども、各々の点数が大体分かっておりますので、価格で競争しても勝てないのであれば、当然申し込んでも無駄なので、そういったところから大企業も躊躇するという事になっていると思われまます。

もう一つのJVの、中小企業同士のJVに関しては、こちらのほうは技術力の観点から言うと、先ほど発注者の東京都側のほうから大企業はICTや工程管理ソフトなどを使って、それらは中小企業に対する技術の継承になっているような話をしましたけれども、実際にこれは中小企業でもやっております、技術力というものとは全く違うものだと考えております。

中小企業においては、先ほど私が申しましたように、ある意味で若い時代から現場代理人など、そういった経験値においては高い技術力を持っておりますので、その辺に関して全く中小同士のJVが技術力の継承につながらないということはずまいと思っておりますので、そういった観点を持っていただければありがたいと思えます。

【細沼副会長】 すみません、ちょっと補足させてください。中小企業同士のJVというのは、僕はありだと思っているのですね。大体年間、大手さんと二、三本、うちもJVを組むのですよ。ただ、大手さんといってもピンキリで、大手は会社のがたいはあるけれども、技術力ですとか、そういったものは大手の現場代理人よりうちのほうがはるかに優れていて、実際に仕事は全部任されて丸投げされてしまうのですね。それで進めていく。

これは、何度も言います。大手もピンキリです。大手さんの現場代理人でもメンタルがやられてしまっ、何回も変わって、レベルの合った人間が来ないとか、そういうケースも多々あります。

ちなみにですけれども、うちの会社は去年、例えば建設局長表彰を2件と、港湾局長表彰1件と、建設局の事務局長表彰3件と、国土交通省の常総国道事務所の最高得点を取ったのですね。大手が技術力があると言いますがピンキリですので、当社と例えばさっきの板谷君のところではJVを組めば、よっぽどいい仕事をやれる自信があります。例えば工事成績評定で20点同士持っている中小のJVだったら、大手さんにだって僕は負けないのではないかなと思っております。

これに加えて中小同士でJVを組む大きなメリットがあります。

大手とJVを組んでも利益を配分のバランスが悪いです。でも、中小の仲間同士だったらオープンにして、利益をしっかりとお互いに分け合える。中小建設会社の受注機会拡大、

そして持続可能な経営という面からも、中小同士のJVはメリットがあるのではないかなと考えております。

以上でございます。

【石橋委員】 ありがとうございます。貴重なご意見、よく分かりました。ありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 ほかに、何かございますでしょうか。

【柄澤委員】 そうしたら、私、柄澤からもよろしいでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 柄澤先生、お願いいたします。

【柄澤委員】 本日は、協会の皆様方からの要望事項につきまして、詳細なご説明をいただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうから要望事項の2番の(4)のところにつきまして、1点ご質問をさせていただければと存じます。

こちら、建設業法26条3項の監理技術者の専任義務のお話かなと考えますけれども、建設業法上の専任義務が発生する工事の基準と、東京都の要綱で定めております専任特例2号を適用できる工事の基準、こちらは同一の基準になっているかなと存じますので、そもそも工事の金額で基準となっているかなと理解しておりますけれども、この基準を下回る場合につきましては、そもそも建設業法上の専任義務自体が生じないという理解しておりますけれども、こちら具体的な拡充というものを、どういう拡充というものをご要望されているのかというところをお伺いしたいというところでございます。

何かこの実務上、東京都の部局ごとに専任特例を適用しやすい場合と、そうではない場合があるのか、そういったところも疑問に思いましたので、そちらを少しお伺いできればと存じます。

【朝倉副会長】 今の質問ですが、実際にこの要件で発注されているのは、現在だと、水道局の工事案件で発注されていると思います。建設業法の範囲内での発注だと思います。

メリットとしては、不調対策と、技術者の育成になるかと思います。

ただし、発注については、建設業法の要件範囲内でしかできないと思いますので、その範囲内での発注であれば問題はないかと思います。

以上です。

【柄澤委員】 なるほど、ありがとうございます。こちらの監理技術者の専任義務が発生する特定工事の、一定の金額以上の工事もう少し拡充してほしいとか、そういうご要望という理解で合っておりますでしょうか。

【朝倉副会長】 いえ、そういうことではなく、発注できる範囲内で拡充してもらいたいと思います。

【柄澤委員】 なるほど、ありがとうございます。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

先生方、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、東京都中小建設業協会様、何かございますでしょうか。

お願いいたします。

【河津理事】 今回要望させていただいた中で、幾つかの項目にまたがっているところなのですが、特に建築工事のAランクの不調発生率、こちらは去年の秋頃の統計で多分30%前後だったかなと。1年前ですと、それが45%以上だったと記憶しておりますね。

先ほどから、我々メンバーからいろんな意見が出ましたけれども、やはり不調になる原因というのは、見積りの金額であったり、あるいは週休2日とか働き方改革に伴う工期の問題、やっぱり単価と工期が一番大きいと思っているのですね。

その中で、先ほど例えば2の(5)でしたら、財務局さんの回答としては、国の動向を見ながら、適正な予定価格を設定するよう努めるとお話がありましたけれども、不調発生率がどの程度まで下がれば、それは実勢価格との乖離が許容の範囲であるとお考えなのか、お聞かせいただきたいなと思っております。

すなわち、我々としては、3割不調になるということは実勢価格、あるいは実際にかかる工期と相当乖離があるのでなかろうかということをお伝えさせていただきたい。それに対して、どのようにお考えでしょうかという質問でございます。

【長谷川技術管理課長】 技術管理課長の長谷川です。今のご質問ですけど、まず、不調の原因というのが実勢価格と合わないというのももちろん理由としてはあるのですけれども、私どものヒアリングの中では技術者が不足しているというのも非常に多い回答となっております。

技術者が不足しているというところも鑑みていかないといけないのかなと思えますと、やはり実勢価格との乖離については、先ほどお話ししたとおり、最新の単価を使って、今できる限りの対応はしております。

歩掛りを調べるというところが要望のメインになっているかとは思いますが、歩掛りを調べることについては、国のほうに全部調べてもらって、更新が必ず発生しますので、それだけの更新をするだけの、地方自治体のほうには体力がないものですから、国のほうが随時調べたものをうちのほうが反映して、最終的に対応できないものについては、実勢価格が変わってしまったものについては、スライドで対応していくという対応しかできないのかなと思っております。

以上です。

【朝倉副会長】 今の話の中なのですが、私どもの資料の1番を見ていただきたいと思えます。

これは都中建の協会員から取ったアンケートの結果です。この中を見ていただくと、A・B・C・Dランクとありますが、先ほどから出ている話でBランク以下の会社は「受注が悪くなってきたと思う」が47%、半数近く。先ほど言われたように技術者不足が22件で、「資材の高騰で予算が合わない」が約19件あります。そういった意味で技術者

不足というのは分かるのですが、逆にAランクの会社は「変わらない」「逆によくなっている」と答えている会社も多くいます。

なぜこのようなことがデータで出てくるかと言うと、先ほど岩浪理事からも話がありましたけれども、発注等級ランクと発注金額があっていないということだと思います。

特に、都営住宅は、以前はたしか80戸ぐらいだと8億円前後での発注でしたが、最近の物価高騰の中では80戸当たり15億円前後とかなり発注金額が上昇しています。そうすると、Bランクでは受注の機会がなくなり、Aランクだけの受注になってしまいます。また、共同企業体での受注もできない状況ですと、B・Cランクの業者の受注量が減っているということです。

このようなアンケート結果も見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【河津理事】 あと、すみません、少しその技術者不足という業者側のコメントに対してなのですが、例えば10人いる技術者が5人になってしまいましたということではないと思うのです。それが9人になってしまったり、8.5人になってしまったりみたいなのはあると思うのですけれども、結局それらの技術者がどういう仕事をしているか。今、民間市場というのもそれなりの需要があります。そういった中で、やはり実勢価格と合っている案件でないと、応札しづらいとか、そういう力学の下で多分技術者がいないのですということでは、言っていると思います。

あとは、働き方改革の影響、時間外労働の上限規制というのも、我々中小というのはなかなか消化しづらい厳しい問題でもありますので、大手さんと比べますと。そういったところも先ほど冒頭、細沼からの挨拶でありましたが、中小というひとくくりにしても、100人いる企業、50人いる企業、我々2、30人でやっている会社というのは、やはり企業の体力とか、瞬時に方向転換していくということの難しさというのを抱えてやっておりますので、そういったことのご配慮もしていただければありがたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】 すみません、発注等級の見直しのお話ありがとうございました。先ほども少しお答えさせていただきましたけれども、その辺りの課題認識は当然持っておりまして、今まさに入札監視委員会の制度部会の先生方のご意見なども複数回伺いながら、見直しを進めているところでございますので、そういった状況であるということをご報告させていただきます。

【細沼副会長】 本当にありがとうございます。そういった見直しですとか、そういったご対応を受けていただいて本当にありがたいと思っております。今、僕も冒頭にお話しさせていただきましたけれども、財務局様の取組も建設業界ですとか、そういったものをより強く大きく前進させていこう、よりよい入札制度をつくっていこうという取組もしっかり分かりますし、それに対応できるところはまさにどんどん企業価値も向上していつ、企業としても強くなっていつているのですね。これは間違いないと僕も思います。

その中で、片や、今選挙がありますけれども、日本を強く前進させようという政党と弱者救済と訴えているところがあるではないですか。弱者なのですよ、ここ。この2、30

人の建設業者なんていうものはほぼ零細企業みたいなものですから弱いのですよ。そこから辺を何とか救済するような手だてといたしますかね、弱者救済の救いの手を差し伸べていただけるとようなものが何かないかと、そういったことを僕は期待して今回も参加させていただきました。

またこれに懲りずに、年に1回ということだけでなく、普段の中でいろいろな財務局様との意見のキャッチボールが継続してできていければいいなと僕は考えておりますので、何とか少しでも中小の建設業界を見捨てないでいただいて、何か手を差し伸べていただけたらありがたいなと考えてございます。

何とぞよろしく願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

先生方、今までのご質問ですとかを踏まえまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、何か。

では、すみません。東京都のほうからご質問させていただきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 今日は貴重なご意見いただきましてどうもありがとうございます。

冒頭でも少しお話があったかと思えますけれども、建設業の今後に向けては、まさに昨年12月に担い手3法が施行されたところでございまして、我々今日いただいたご要望もしかりですし、こうした法の趣旨につきましても、しっかり踏まえて対応していく必要があるのかなと思っているところでございます。

そういった中で、都中建様といたしまして、こうした担い手3法、様々なことが今、報道でもありますし、国からもいろんな方針などが示されているところでございますけれども、そういうところにつきまして何かお考えになっていることですか、受け止めていることですか、何かご意見というか、お考え等があればお聞かせさせていただけると幸いです。

【朝倉副会長】 担い手3法、また建設業法改正の中で、標準労務費を明示するようになりましたが、財務局発注の工事、また、建設局も含めて、入札落札時に内訳書の提出をしますが書式については決まっていますか。

【米倉契約調整技術担当課長】 内訳を明示するといったような、12月に施行された分のことですね。それにつきましては、年末にホームページにてお知らせさせていただきましたところございまして、例ですけれども、建築工事の場合はこんな書式ですとか、土木工事の場合はこんな書式とかというのを掲示させていただいておりますので、また改めて紹介させていただけたらと思います。

【朝倉副会長】 あそこの表示する金額というのは、例えばですけど、国交省に話を聞いた場合には、中央公契連のパーセンテージが95%を下回った場合、勧告であって、別

に下回っているから、すぐ失格ではないということでしたが、それは同じ考えでよろしいですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 恐らくそれは97%の労務費ダンピング調査と、国が示している指針はそういったことかと思えます。それにつきましては、どのようにやっていくかは、今後これから引き続き検討させていただきたいと思っております。

【朝倉副会長】 分かりました。ありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 それでは、そろそろお時間も迫ってきているところですが、よろしいでしょうか、ご発言等。ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 本日は、限られた時間ではございましたが、ありがとうございました。

改めまして、協会の皆様から最近の物価高の動向ですとか、働き方改革の動向ですとか、そういった中での皆様の実情をお聞かせいただきまして、大変勉強になったところがございます。改めまして、このような機会を通じまして意見交換をさせていただき、私どもといたしましても、現場の実情をしっかりと理解を深めていくということが非常に重要であるなというふうに思った次第でございます。

また、入札監視委員会制度部会の先生方も様々な角度からご質問もいただきまして、感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見、また、頂きました資料につきまして、よく精査をいたしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用してまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しいところお時間をいただきまして、ありがとうございました。

——了——